

毎週火、金曜日発行（但休日を除く）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（鳥取市）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 災害救助法施行細則の一部改正
- ◇告示 鳥取県農業改良資金貸付規程の一部改正
鳥取県農業改良資金貸付基準の全部改正
道路位置の指定
- ◇人委規則 肝てつ検査等の実施
給料表の適用範囲に関する規則の一部改正
- ◇公告 鳥取県警察官（巡査）採用試験の実施
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「非常災害」を「災害」に改める。

第二条を次のように改める。

（災害状況の報告）

第二条 災害に際し、市町村における災害が災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第一条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村の長は、

直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
第三条第一項中「非常災害」を「災害」に改め、「災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第四条を次のように改める。

告示

(救助組織)
第四条 救助に関する組織は、別表第一のとおりとする。

別表第一を削り、別表第二中「法第二十二條第二項」を「法第二十二條」に改め、同表の中「鳥取県厚生労働部厚生援護課」を「鳥取県厚生部厚生援護課」に改め、同表の四及び五中「非常災害」を「災害」に改め、同表を別表第一とし、以下一表ずつ繰り上げる。
様式第七号の裏面中「五千円以下」を「五万円以下」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第二号

鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）の一部を次のように改正し、昭和三十七年五月二十四日から適用する。

昭和三十八年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第一項を表を次のように改める。

技 術 導 入 資 金 の 種 類	償還期限
一 知事が定めるてん菜の耕種に関する基準に基づいててん菜を栽培するために必要な資材の購入に要する資金	二年以内
二 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	三年以内
三 桑園の改植若しくは桑園を集団化する場合の当該桑園の新植を行なうために必要な桑苗の購入に要する資金	三年以内
四 チューリップの優良品種を導入するための優良種苗の購入に要する資金	三年以内
五 蚕（稚蚕を除く。）の屋外条桑育を行なうために必要な資材の購入に要する資金	三年以内

鳥取県告示第二号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十七年四月鳥取県告示第九十五号）の全部を次のとおり改正し、昭和三十七年五月二十四日から適用する。

昭和三十八年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農業改良資金貸付基準

鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）第二条第一項の規定に基づき、県が定める額及び貸付基準は、次のとおりとする。

資金の種類	貸付対象資材	貸付の相手方	標準事業費	貸付申請時期	貸付決定時期

一 知事が定めるてん菜の耕種に関する基準に基づいて必要な資材の購入に要する資金

種子
病虫害防除用農薬
土じより改良資材

農業者等

二 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金

耕土培養法施行規則(昭和二十八年農林省令第二号)第一条に規定する資材

耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)の定めるところにより行なう耕土培養事業を施行する農業者等

畑一〇アールにつき
内訳
虫害防除用農薬 一、〇〇〇円
土じより改良資材 一、九六〇円
貸付けのつど決定する

六 月 七 月
八 月 九 月
十 月 十一月

三 桑園の改植若しくは桑園を集団化する場合は当該桑園の新植を行なうために必要な桑苗の購入に要する資金

桑苗

農業者等

桑園一〇アールにつき
桑苗(六〇本) 九、〇〇〇円

十 月 十一月

四 チューリップの優良品種の導入に要する資金

種球(鳥取県の奨励する優良品種)

農業者等

チューリップは場一〇アールにつき
種球(三〇〇、〇〇〇球) 三〇〇、〇〇〇円

七 月 九 月

五 蚕(雑蚕を除く。)の屋外条桑育を行なうために必要な資材の購入に要する資金

塩化ビニールフィルムシート

農業者等

一セツトにつき
塩化ビニールフィルムシート(三七、九五平方メートル) 二、六〇〇円

六 月 七 月

六 農林大臣が定める基準に適合する能率的な農業

県の指導により農村青年が共同して定める

農村青年の組織する団体

貸付けのつど決定する

六 月 七 月

七 特殊還元土じより改良の事業において施用する物の購入に要する資金

課題を習得するのに必要な資材

特殊還元土じより改良事業を施行する農業者等

貸付けのつど決定する

八 月 九 月

八 くりの優良品種を導入するための優良苗の購入に要する資金

くり苗(鳥取県の奨励する優良品種)

農業者等

畑一〇アールにつき
くり苗(四二本) 四、二〇〇円

九 月 十 月

九 わさびの新産地造成のためにわさびの優良苗の購入に要する資金

わさび苗(鳥取県の奨励する優良品種)

農業者等

畑一〇アールにつき
わさび苗(二〇〇本) 二〇〇、〇〇〇円

九 月 十 月

十 花(グラジオラス)の輸出用球根養成に必要な優良種球の購入に要する資金

種球(鳥取県の奨励する優良品種)

農業者等

グラジオラスは場一〇アールにつき
種球(三六リットル) 七二、〇〇〇円

九 月 十 月

鳥取県告示第四号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十一年一月十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請者 住所 氏名 道路の位置の指定場所 道路の巾員及び延長

鳥取市西品町 鳥取市田鳥字二久保田一六巾員 四、〇八米
治五八〇番地 山本 登 長丁一四九番地 七延長 一、一九米

鳥取県告示第五号
 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
 第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
 八年一月十一日道路の位置を指定したので同規則第十条
 の規定により告示する。

昭和三十八年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請者の住 所及び氏名
 米子市東福原字前田腰西
 道路の巾員 及び延長

米子市東福原四一三番	四八八八八八八八	番のののののの	巾員 四、〇米
地原四一三番	四四四四四四四四	番のののののの	延長 一九七米
河津 時雄	八八八八八八八八	番のののののの	

鳥取県告示第六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び駆除並びにひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く

ひな白痢検査
 鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育している鶏

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査
 駆除……ピチノール製剤投与

ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法
 肝てつ

実施期日	実施区域	実施場所
一月二十四日	気高町気高町瑞穂地区	気高町気高町重高
二十五日	鹿野町小鷲河地区	鹿野町河内

二十六日	気高町宝木地区	気高町上光
十六日	日野郡溝口町添谷地区	添谷家畜検診場
十七日	大内地区	大内
十八日	福永地区	福永
十九日	未鑑地区	未鑑
二十二日	富江地区	富江
二十三日	日野町下菅地区	下菅
二十四日	溝口町大坂地区	大坂
二十五日	日野町中菅地区	中菅
二十八日	日野町中菅地区	中菅
二十九日	日野町久住地区	久住
ひな白痢	黒坂地区	黒坂

実施期日 実施区域 実施場所
 一月十四日 気高郡青谷町吉川 後藤 昌弘

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
 をここに公布する。

昭和三十八年一月十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第一号
 給料表の適用範囲に関する規則の一部を
 改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥
 取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正す
 る。

第三条第一号、第三号、第四号、第五号、第六号、第
 七号、第八号、第九号及び第十号中「及び研究員」を

「特別研究員及び研究員」に改める。
第四条第二項第一号中「レントゲン士」を「理療師」に、「あんま師」を「レントゲン士、理療士」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年一月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別表第一中改める。

昭和三十八年一月十一日
鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第二号
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

本 知事部局
庁
次 部
長 長
農業 監室主局課 構造 察 改善 員 長 査 長 長
県 専 給 広 総 経 副 局 課 有 門 面 与 括 理 監 長 長 林 調 報 主 室 察 補 補 技 整 理 室 計 室 察 補 補 術 室 室 計 室 察 補 補 室 室 室 室 室 室 室 室 長 員 長 長 員 長 員 佐 佐
久 建 船 専 農 企 商 主 主 監 係 松 築 門 務 業 業 業 業 業 業 業 業 開 技 指 導 業 業 業 業 業 業 業 業 管 術 技 導 診 務 計 員 理 主 術 術 査 断 員 員 員 員 員 員 員 員 者 任 長 員 任 員 任 員 補 長
て 吏 事 夕 員 務 務 イ を 吏 吏 ビ も 員 員 ス つ 員 員 ト て 員 員 主 あ 員 員 任 職 員 員 任
属 及 主 さ び 事 な 他 補 い の 技 職 等 師 に 級 補

を

本 知事部局
庁
次 部
長 長
農業 監室主局課 構造 察 改善 員 長 査 長 長
県 専 給 広 総 経 副 局 課 有 門 面 与 括 理 監 長 長 林 調 報 主 室 察 補 補 技 整 理 室 計 室 察 補 補 術 室 室 計 室 察 補 補 室 室 室 室 室 室 室 室 長 員 長 長 員 長 員 佐 佐
久 建 船 専 農 企 商 主 主 監 係 松 築 門 務 業 業 業 業 業 業 業 業 開 技 指 導 業 業 業 業 業 業 業 業 管 術 技 導 診 務 計 員 理 主 術 術 査 断 員 員 員 員 員 員 員 員 者 任 長 員 任 員 任 員 補 長
て 吏 事 夕 員 務 務 イ を 吏 吏 ビ も 員 員 ス つ 員 員 ト て 員 員 主 あ 員 員 任 職 員 員 任
属 及 主 さ び 事 な 他 補 い の 技 職 等 師 に 級 補

を

東京事務所
所 長
次 長
行政 部 人事 政 連 絡 員 委員 員 会 長 の 限 員 長 に 認 め
行政 部 事務 員
行政 部 事務 員
行政 部 事務 員

を

高等学校
(盲、ろう学校を含む。)

事務局長
十人以上の職員が認められるものに限り、人事委員が認められるものに限る。

事務局長

主事補、技師に属さない職

県会事務局
局長課

課長補佐
人事委員会が認められるものに限る。

課長補佐

主事補、技師に属さない職

監査委員
局長

課長補佐

主事補、技師に属さない職

監査委員
局長

課長補佐

主事補、技師に属さない職

警察署
局長

課長補佐

主事補、技師に属さない職

警察署
局長

課長補佐

主事補、技師に属さない職

改める。

に を に を に を に

別表第五中

館所	長長	補補	佐佐	係係	係係	主	主分	主分	主	係	係	主分	特室科	主	職	二	等	級	名	三	等	級	名
													別研究員										
													別研究員										

を

館所	長長	補補	佐佐	係係	係係	主	主分	主分	主	係	係	主分	特室科	主	職	二	等	級	名	三	等	級	名
													別研究員										
													別研究員										

に

改める。
別表第七を次のように改める。

医療職給料表(二)等級別区分表

等 級	職 名	組 織 名	
		職 名	職 名
一 等 級	長	中央病院	薬劑長
二 等 級	長	保 健 所	保 健 所
三 等 級	名	衛生技術士、薬剤師、理学療法士、歯科技術士、保健師、助産師、検査士、衛生士、保健士、理学療法士、歯科技術士、保健師、助産師、検査士、衛生士、保健士	衛生技術士、薬剤師、理学療法士、歯科技術士、保健師、助産師、検査士、衛生士、保健士
四 等 級	名	衛生技術士、薬剤師、理学療法士、歯科技術士、保健師、助産師、検査士、衛生士、保健士	衛生技術士、薬剤師、理学療法士、歯科技術士、保健師、助産師、検査士、衛生士、保健士
五 等 級	名	衛生技術士、薬剤師、理学療法士、歯科技術士、保健師、助産師、検査士、衛生士、保健士	衛生技術士、薬剤師、理学療法士、歯科技術士、保健師、助産師、検査士、衛生士、保健士

家畜保健衛生所	所長 (人事委員会が認めるものに限る。)	所長	農林技師
---------	----------------------	----	------

別表第八中

中央病院	総 婦 長	助産婦、技術職員をもちてあ	看助 護産 婦	准 看 護 婦
------	-------	---------------	---------	---------

中央病院	婦 婦 長	助産婦、技術職員をもちてあ	看助 護産 婦	准 看 護 婦
------	-------	---------------	---------	---------

高等看護学院	教務主任	看護主任、技術職員をもちてあ	看 護 婦	を
--------	------	----------------	-------	---

高等看護学院	教務主任	看護主任、技術職員をもちてあ	看 護 婦	に
--------	------	----------------	-------	---

改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年一月一日から適用する。

公 告

昭和三十七年度第二回鳥取県警察官（巡査）採用試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和三十八年一月十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県下の警察署に勤務する鳥取県警察官（巡査）の採用試験です。

一 採用予定人員及び職務内容

1 採用予定人員 約十五人

2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事します。

二 受験資格

1 学 歴 学歴は、問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

2 年令及び性別 昭和三十八年四月二日から昭和十九年四月一日までに生まれた男子に限ります。ただし、

高等学校を昭和三十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、昭和二十年四月一日までに生まれた者でも受験できません。

3 受験できない者

次の各号の一に該当する者は、受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 禁治産者及び準禁治産者

(3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 第一次試験

1. 方 法 警察官として必要な知能及び教養について、筆記試験（記憶検査、教養試験、作文試

験）を行いません。

2 日時及び場所 昭和三十八年二月十七日（日）に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表 昭和三十八年二月二十一日（木）に鳥取県庁県民室前に掲示するほか、合格者に通知します。

四 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行ないます。

1 方法

(1) 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

(2) 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体的条件を有するかどうかについて、検査を行ないます。なお、検査には、次のような基準があります。

(イ) 身 長 おおむね一六三センチメートル

ル以上であること。

(ロ) 体重及び胸囲 身長に相当する発育をしていること。

(ハ) 視 力 両眼とも裸眼視力が〇、六以上（きょう正視力が一、〇以上の者は裸眼視力が〇、一以上）であること。

(ニ) 弁 色 力 完全であること。（色盲でないこと。）

(ホ) そ の 他 身体に奇形その他の異常がないこと。

(3) 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患の有無について行ないます。

(4) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

2 日時及び場所 昭和三十八年三月上旬に鳥取市において行ないますが、第一次試験の合格者に通知します。

五 最終合格者の発表

昭和三十八年三月中旬に鳥取県庁県民室前に掲示するほか、合格者に通知します。

六 合格から採用まで

- 1 合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、警察本部長の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。
- 2 採用後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校（昭和三十八年四月の予定）し、一年間初任教養を受けたのち、巡査としての勤務に従事します。
- 3 給与は、巡査に任命され、巡査見習生として警察学校に入校すると、原則として給料月額一二、二〇〇円を支給され、その後、毎年一回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当、期末手当、勤続手当等が支給され、制服その他必要な被服も支給されます。
- 4 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける

機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

七 受験手続及び受付期間

- 1 申込み用紙の請求
申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して、十円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは、送付しません。
- 2 申込み方法
申込み用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、五円切手をはってください。切手のないものは、受験票を送付しません。
- 3 受付期間
昭和三十八年一月二十一日（月）から昭和三十八年二月八日（金）午後五時まで。郵送の場合は、昭和

三十八年二月八日（金）午後五時までの着信に限り
ます。

八 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、駐在所又は派出所に照会してください。郵便による場合は、あて先を明記して、十円切手をはった返信用封筒を同封してください。